

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年8月1日から20年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を9年8月から10年12月までは28万円、11年1月は26万円、同年2月から同年12月は28万円、12年1月は26万円、同年2月から15年3月までは28万円、同年4月から16年4月までは34万円、同年5月から同年9月までは38万円、同年10月から18年8月までは36万円、同年9月から20年7月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年8月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までは、標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を20年8月は38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から20年9月1日まで

私がA社に勤めていた申立期間の標準報酬月額の記録が会社からもらっていた給与額より少なくなっているため、厚生年金保険の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年8月1日から20年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅していた期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚

生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成9年8月1日から20年8月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年8月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年1月1日から20年8月1日までの期間については、事業主が提出した賃金台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、15年1月から同年3月までは28万円、同年4月から16年4月までは34万円、同年5月から同年9月までは38万円、同年10月から18年8月までは36万円、同年9月から20年7月までは34万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成9年8月1日から15年1月1日までの期間については、保険料控除額等を確認できる給与明細書、源泉徴収票及び申立事業所の賃金台帳が無く、実際の社会保険料控除額及び報酬月額がいずれも確認できないが、賃金台帳において確認できる15年1月から20年7月までの保険料控除額が一定期間継続して同額となっていることから、9年8月から14年12月までの期間についても、その直後の保険料控除額と同額が控除されていたものと推認でき、このこと及び申立人から提出された預金取引明細書の振替給料額から推認できる報酬月額から、9年8月から10年12月までは28万円、11年1月は26万円、同年2月から同年12月までは28万円、12年1月は26万円、同年2月から14年12月までは28万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していない

と認められる。

一方、申立期間のうち、平成 20 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、22 万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書及び事業主が提出した賃金台帳によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 38 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 20 年 8 月は 38 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和19年2月18日に、資格喪失日に係る記録を20年2月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年2月18日から20年2月23日まで

A事業所にC職として勤務していた。国民労務手帳にも昭和19年2月18日から当該事業所に使用されていたとの記載が有るので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所に昭和19年2月18日に入社し、20年3月1日付けで軍隊に召集されたことから、同年2月23日に当該事業所を退職したと申述しているところ、申立人から提出された国民労務手帳には、当該事業所において19年2月18日にC職として使用が開始された旨の記載が確認でき、20年3月1日に入隊したことは、厚生労働省社会援護局の資料とも一致している。

また、申立人から聴取した、当時のA事業所の工場の棟数、寮の状況、勤務内容、及び当該事業所の親族が経営していたD事業所の所在地等の記憶は詳細であり、昭和20年1月1日にD事業所からA事業所に配置換えされた女性2名から聴取した内容とも一致していることから、申立人の申述内容には信憑性があり、申立人が申立期間において当該事業所にC職として勤務していたことが認められる。

さらに、申立人から聴取した当時のA事業所での従業員数と当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の厚生年金保険（当時は、労働者

年金保険) 被保険者数がおおむね一致する上、申立人が当時の同僚として記憶している8名のうち7名については、健康保険労働者年金保険被保険者名簿に氏名の記載が確認できることから、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚(男性)の標準報酬月額から、100円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時は、保険出張所)の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年2月から20年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 55 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を、社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については 10 万 4,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 21 日から同年 8 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、私が初めて勤務した会社を退職した日付が違っていることが分かった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA社（現在は、B社C支社）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和 55 年 7 月 21 日となっているが、i) A社における人事記録では昭和 55 年 7 月 31 日退社、ii) 雇用保険の記録では離職日が 55 年 7 月 31 日、iii) D 厚生年金基金の記録では加入期間の終期が 55 年 8 月 1 日となっており、同厚生年金基金への届出が複写式ではなかったと認められる事情も無いことから、当該事業所では、社会保険事務所にも同一の内容を届け出ているものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和 55 年 8 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和 55 年 6 月の社会保険事務所の記録から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで
勤めていた A 事業所を退職し、親元を離れ転居 (B 区) した。自分の収入で国民年金保険料を掛けていくよう、すぐに B 区役所で手続を行った。手続をして保険料を納めていないのはまずあり得ないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、独り暮らしをするに当たり、自分で B 区役所において国民年金の加入手続を行い、その時から国民年金保険料の納付を始めたと主張している。

しかし、申立人が所持している国民年金手帳記号番号は、B 区で昭和 51 年 5 月 22 日に払い出されたものであり、その時点で申立期間は過年度保険料となるため、区役所発行の納付書では納付できない期間である。

また、申立人は、独り暮らしをするに当たり、国民年金にも加入したとしているが、申立人の記憶と年金手帳に記載されている住所は、実際に住所を異動した日から 9 か月後、2 度目に住所変更した時のものであり、申立人の申立内容と一致しない。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、保険料を納付したことをうかがわせる関連資料 (家計簿、確定申告書等) や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
私は、申立期間に、A社（現在は、B社）C支社D支部に勤務していたので、申立期間が厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答から、申立人は、申立期間において、A社に、昭和 48 年 6 月 6 日から同年 11 月 30 日まで外務試補として勤務し、申立期間後、同年 12 月 1 日から 49 年 2 月 28 日まで営業職員として勤務し、引き続き、同年 3 月 1 日から同月 25 日まで外務嘱託として勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、「在勤期間を調査した結果、申立期間は職員登用前の外務試補期間であり、厚生年金保険非適用期間であることが判明した。」と回答している上、同社から提出された当時の外勤職員採用基準規程及び社会保険適用状況一覧表によると、外務試補として雇用されている者については、厚生年金保険に加入させていなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 6 日から 42 年 10 月 8 日
結婚のため、昭和 42 年 10 月 8 日に退職したが、脱退手当金を受け取った覚えは無く、脱退手当金が支給されていることも、年金手続時に初めて知った。請求もしていない脱退手当金が支給されたことになっていることに、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B工場の厚生年金保険記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱表示があり、厚生年金保険脱退手当金支給報告書では、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す資格期間、支給金額及び支給年月日の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りも無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は、退職後約2か月で支給決定されており、数名の同僚は、退職したときに一時金を会社から受け取ったことを記憶していることから、会社が代理請求をしていた可能性も考えられる。

さらに、申立人には、申立期間の前に、脱退手当金が未請求となっている同じ事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、申立期間当時は、同じ事業所であっても、別番号であったという請求者からの申出が無い限り、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 50 年 5 月 10 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与額に比べ、10 万円くらい低額であることが分かった。年金記録の標準報酬月額を受け取っていた給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が、社会保険事務所（当時）へ届け出た、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届に記載された標準報酬月額は、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、当該事業所の人事担当者は、「昭和 47 年当時の初任給が 10 万円を超えていた事実は無い。」と証言している上、申立人と同日（47 年 4 月 1 日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得した元同僚の一人は、「初任給は 4 万円ぐらいだった。」と証言しており、これは当該同僚のオンライン記録上の標準報酬月額とほぼ一致している。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同日に被保険者となった 7 人の女性の標準報酬月額と比較し、特別に低いという事情はうかがえない。

加えて、オンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、昭和 50 年 4 月の改定時を除き定期的に増額していることが確認でき、減額又は遡っての訂正等不自然な点も見当たらない。

そのほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。